

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会体育学校安全課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の
徹底について(R4.1.17版)(通知)

本日、県立高校において、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生が認定されました。当該高校では、これまでに生徒及び教職員あわせて6名の感染者が確認されております。また、クラスター以外にも複数の学校で、新たな感染者が確認されるなど、感染が拡大しています。

県内の公立学校関係者につきましては、今年に入り既に28名の感染が確認されており、学校で複数の感染者が確認された場合、臨時休業が長期にわたる可能性があるほか、教員が感染した場合には、教育活動の継続に支障をきたす可能性もあります。

つきましては、各校におかれては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について(通知)」(R3.12.27付教政第290号)及び「令和4年1月8日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について(通知)」(R4.1.8付教政第295号)により対応いただいているところですが、県内においても、感染力が強いとされるオミクロン株による感染が増加し、若年層への感染が拡大している状況を踏まえ、より一層の緊張感を持って、以下の点について再度徹底していただきますようお願いいたします。

- 1 児童生徒等及び教職員に対し、以下の点について、改めて指導するとともに、保護者に対しても周知すること。
 - ・マスクの着用、換気、手洗い、手指消毒等基本的感染症対策を徹底すること。
 - ・毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校を控えることを徹底するとともに、速やかに「かかりつけ医」等に相談すること。(※抗原簡易キットを用いて検査を行った場合でも、必ず速やかに受診すること。)
 - ・昼休み、部活動中の休憩、休日・放課後等における飲食時のマスク無しの会話等が感染拡大の要因となることから、特に対策を徹底すること。
- 2 児童生徒等に対して、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷が行われないよう、噂やデマ等に惑わされることなく正しい情報に基づき行動するよう、発達段階に応じた指導を行うこと。

なお、児童生徒等の心身の状態を確認するとともに、ストレスや不安、悩み等の解消のため、教育相談窓口を周知すること。

<主な相談窓口>

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみいおう)

児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

※ 詳しくは「新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応及び児童生徒等の心のケアについて（通知）」（令和4年1月6日付教人第53号）参照

3 児童生徒等及び保護者から新型コロナウイルス感染症に関する検査の受検について報告を受けた際には、速やかに徳島県教育委員会体育学校安全課まで電話で報告すること。

また、教職員についても同様に、上記の場合は学校への連絡を徹底すること。

平日連絡先 体育学校安全課088-621-3171

休日・夜間連絡先（上記連絡先に連絡がつかない場合）

徳島県庁衛視室088-621-2057

※体育学校安全課から、折り返し電話をさせていただきます。

4 学校が臨時休業した場合の部活動の公式大会等参加については、生徒の大会等への出場機会を可能な限り確保するため、次のとおり取り扱うこととしており、保健所による迅速な積極的疫学調査が実施されるよう、学校で感染者が確認された場合の対応を確認し、対策を講じておくこと。

- ・ 濃厚接触者に特定された生徒等については、保健所から待機期間とされた期間は大会に参加できないこと。
- ・ PCR検査（行政検査）で陰性が確認された接触者（生徒等）は、大会に参加可能であること。

※ 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（令和3年12月27日改訂版）」4Pにある濃厚接触者の「出席停止の期間の終了日」については、保健所から待機期間とされた期間の終期とする。

※ 濃厚接触者の待機期間については、オミクロン株感染者（みなす場合を含む）の濃厚接触者は、「10日間」とするとされていますが、それ以外の場合は、「14日間」とされています。